

# 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金交付要綱

## 第1 趣旨

知事は、介護サービス事業所・施設における継続的な感染防止対策を支援するため、衛生用品等を購入する介護サービス事業所・施設（静岡県内の事業所・施設。政令市を含む。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

## 第2 定義

この要綱において「介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業」とは、令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和3年4月8日付け老発0408第1号厚生労働省老健局長通知）3(3)に基づき実施する事業をいう。

## 第3 補助の対象及び補助額

別表1及び別表2のとおりとする。

## 第4 交付の申請

### (1) 書類の提出

補助金を申請する者（以下「申請者」という。）は、対象経費のうち既に完了したものを申請するものとし、交付申請書（様式第1号。ただし、この様式によれない場合は、別に定めるところによる。）に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。なお、介護サービス事業所・施設を運営する法人等は、原則として、静岡県内で運営する全ての介護サービス事業所・施設の申請額を取りまとめて、一括して知事に交付申請するものとし、交付の申請は、対象介護事業所・施設1か所につき1回限りとする。

### (2) 提出期限

別に定める日まで

## 第5 交付の決定

知事は、交付申請書等を受理したときは、当該申請を審査し、補助金の交付決定又は不交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

## 第6 交付の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 知事は、補助金の交付の決定後、補助金の趣旨に該当しない事実や交付申請の内容と異なる事実、又は対象要件に該当しない事実が判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができること。
- (2) 知事は、事業の円滑かつ確実な遂行を図るため、補助事業者に対し、事業の遂行状況等について検査を実施したり、報告を求めることがあり、補助事業者はこれに従わなければならないこと。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（市町以外の者にあつては、単価30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業者が市町以外の場合においては、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまでの間のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。
- (7) 補助事業者が市町の場合においては、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまでの間のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

#### 第7 交付申請の取下げ

申請者は、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

#### 第8 交付額の確定等

知事は、第5の交付の決定とともに交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

#### 第9 補助金の交付

知事は、第8で確定した額の補助金を交付するものとする。

#### 第10 返還

補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還させることとする。

#### 第11 加算金及び延滞金

- (1) 補助事業者は、第6の(1)の規定により補助金の交付の決定の取消を受け、補助金の返還の請求を受けたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (3) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還の請求を受けた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還の請求を受けた補助金の額に充てられたものとする。
- (4) (2)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の

計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- (5) 知事は、補助事業者が(1)又は(2)の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

#### 第12 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告

消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、その金額を様式第2号による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度の別に定める日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社又は支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

#### 第13 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

##### 附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金に適用する。

別表 1 (第 3 関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助対象期間	基準額	補助額
介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業	事業実施に必要な別表 2 に掲げる経費のうち、需用費、備品購入費及び役務費（銀行振込手数料に限る。）	令和 3 年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで	別表 2 に定める額	補助対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額。 なお、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表2 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業(基準単価)

基準単価(単位:円、1事業所又は施設当たり)									
介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業									
事業所・施設の種別(※1)					事業所・施設の種別(※1)				
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	10,000 /事業所	入所施設・ 居住系	29	地域密着型介護老人福祉施設	定員19人以下	10,000 /施設
	2		大規模型(Ⅰ)	15,000 /事業所		30		定員20人以上	20,000 /施設
	3		大規模型(Ⅱ)	20,000 /事業所		31	介護老人保健施設	定員39人以下	30,000 /施設
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		10,000 /事業所		32		定員40人以上 49人以下	40,000 /施設
	5	認知症対応型通所介護事業所		10,000 /事業所		33		定員50人以上 69人以下	50,000 /施設
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	10,000 /事業所		34		定員70人以上 89人以下	60,000 /施設
	7		大規模型(Ⅰ)	15,000 /事業所		35		定員90人以上	70,000 /施設
	8		大規模型(Ⅱ)	20,000 /事業所		36	定員29人以下	30,000 /施設	
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所		10,000 /事業所	37	介護医療院	定員30人以上 39人以下	40,000 /施設	
	10	短期入所療養介護事業所	定員20人以下	5,000 /事業所	38		定員40人以上 49人以下	50,000 /施設	
	11		定員21人以上	10,000 /事業所	39		定員50人以上 69人以下	60,000 /施設	
訪問系	12	訪問介護事業所	訪問回数1,200回以下	10,000 /事業所	40		介護療養型医療施設	定員70人以上	70,000 /施設
	13		訪問回数1,201回以上 2,000回以下	15,000 /事業所	41	定員29人以下		30,000 /施設	
	14		訪問回数2,001回以上	20,000 /事業所	42	定員30人以上 39人以下		40,000 /施設	
	15	訪問入浴介護事業所		10,000 /事業所	43	定員40人以上 49人以下		50,000 /施設	
	16	訪問看護事業所		10,000 /事業所	44	定員50人以上 69人以下		60,000 /施設	
	17	訪問リハビリテーション事業所		5,000 /事業所	45	定員70人以上	70,000 /施設		
	18	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		10,000 /事業所	46	認知症対応型共同生活介護事業所	定員14人以下	10,000 /事業所	
	19	夜間対応型訪問介護事業所		10,000 /事業所	47		定員15人以上	15,000 /事業所	

	多機能型	20	居宅介護支援事業所	10,000 /事業所	48	特定施設入居者生活介護事業所	定員19人以下	10,000 /事業所			
		21	居宅療養管理指導事業所	5,000 /事業所			49	定員20人以上 39人以下	20,000 /事業所		
		22	小規模多機能型居宅介護事業所	10,000 /事業所			50	定員40人以上 59人以下	30,000 /事業所		
		23	看護小規模多機能型居宅介護事業所	10,000 /事業所			51	定員60人以上 69人以下	40,000 /事業所		
	入所施設・ 居住系	介護老人福祉施設	24	定員39人以下			30,000 /施設	52	定員70人以上 89人以下	50,000 /事業所	
			25	定員40人以上 49人以下			40,000 /施設	53	定員90人以上 99人以下	60,000 /事業所	
			26	定員50人以上 69人以下			50,000 /施設	54	定員100人以上	70,000 /事業所	
			27	定員70人以上 89人以下			60,000 /施設	55	地域密着型特定施設入 居者生活介護事業所	定員19人以下	10,000 /事業所
			28	定員90人以上			70,000 /施設	56	定員20人以上	20,000 /事業所	
	対象経費						令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用				
	助成額						<ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業所・施設につき基準単価まで助成することができる。</li> <li>・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</li> </ul>				

※1 事業所・施設について、令和3年10月から12月までの間に指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により助成する。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により助成する。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断する。
- ・訪問介護の訪問回数については、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断する。
- ・短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び認知症対応型共同生活介護事業所の定員については、助成の申請時点で判断する。

※2 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

- ・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所
- ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
- ・訪問看護事業所
- ・居宅療養管理指導事業所
- ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
- ・介護療養型医療施設

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金交付申請書  
 （令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業）

令和 年 月 日

静岡県知事 様

標記について、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	法人等名称			
	法人等所在地	(郵便番号 - )		
	代表者の職・氏名	職名		氏名
	申請法人等連絡先	所在地	(郵便番号 - )	
		電話番号		E-mail
申請に関する担当者	職名		氏名	

申請内容

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業		事業所・施設数	申請額
通所系	1 通所介護事業所（通常規模型）	0 か所	0 円
	2 通所介護事業所（大規模型（Ⅰ））	0 か所	0 円
	3 通所介護事業所（大規模型（Ⅱ））	0 か所	0 円
	4 地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）	0 か所	0 円
	5 認知症対応型通所介護事業所	0 か所	0 円
	6 通所リハビリテーション事業所（通常規模型）	0 か所	0 円
	7 通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅰ））	0 か所	0 円
	8 通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅱ））	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円
短期入所系	9 短期入所生活介護事業所	0 か所	0 円
	10 短期入所療養介護事業所（定員20人以下）	0 か所	0 円
	11 短期入所療養介護事業所（定員21人以上）	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円
訪問系	12 訪問介護事業所（訪問回数1,200回以下）	0 か所	0 円
	13 訪問介護事業所（訪問回数1,201回以上2,000回以下）	0 か所	0 円
	14 訪問介護事業所（訪問回数2,001回以上）	0 か所	0 円
	15 訪問入浴介護事業所	0 か所	0 円
	16 訪問看護事業所	0 か所	0 円
	17 訪問リハビリテーション事業所	0 か所	0 円
	18 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	0 か所	0 円
	19 夜間対応型訪問介護事業所	0 か所	0 円
	20 居宅介護支援事業所	0 か所	0 円
	21 居宅療養管理指導事業所	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円
多機能型	22 小規模多機能型居宅介護事業所	0 か所	0 円
	23 看護小規模多機能型居宅介護事業所	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業		事業所・施設数	申請額
入所施設・居住系	介護老人福祉施設		
	24 (定員39人以下)	0 か所	0 円
	25 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	26 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	27 (定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円
	28 (定員90人以上)	0 か所	0 円
	地域密着型介護老人福祉施設		
	29 (定員19人以下)	0 か所	0 円
	30 (定員20人以上)	0 か所	0 円
	介護老人保健施設		
	31 (定員39人以下)	0 か所	0 円
	32 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	33 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	34 (定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円
	35 (定員90人以上)	0 か所	0 円
	介護医療院		
	36 (定員29人以下)	0 か所	0 円
	37 (定員30人以上39人以下)	0 か所	0 円
	38 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	39 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	40 (定員70人以上)	0 か所	0 円
	介護療養型医療施設		
	41 (定員29人以下)	0 か所	0 円
	42 (定員30人以上39人以下)	0 か所	0 円
	43 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	44 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	45 (定員70人以上)	0 か所	0 円
	認知症対応型共同生活介護事業所		
	46 (定員14人以下)	0 か所	0 円
	47 (定員15人以上)	0 か所	0 円
	特定施設入居者生活介護		
	48 (定員19人以下)	0 か所	0 円
49 (定員20人以上39人以下)	0 か所	0 円	
50 (定員40人以上59人以下)	0 か所	0 円	
51 (定員60人以上69人以下)	0 か所	0 円	
52 (定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円	
53 (定員90人以上99人以下)	0 か所	0 円	
54 (定員100人以上)	0 か所	0 円	
地域密着型特定施設入居者生活介護			
55 (定員19人以下)	0 か所	0 円	
56 (定員20人以上)	0 か所	0 円	
小 計		0 か所	0 円
合 計		0 か所	0 円

(添付資料)

- ・ (別紙様式1) 事業所・施設別申請額一覧
- ・ (別紙様式2) 事業所・施設別個票
- ・ (別紙様式3) 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書 (必要な場合のみ)



令和 年 第 月 号 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

法人等名

代表者 職・氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、次のとおり報告します。

記

- 1 交付金の確定額 金 円  
( 年 月 日付け 第 - - 号による額の確定通知額)
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額) 金 円

【報告内容に関する連絡先】

申請法人連絡先住所	〒	
部署名		
責任者 職・氏名		
作成者 職・氏名		
連絡先	電話番号	
	e-mail	